

所管事項調査 ②

目次

	ページ
基本計画等の策定について	
1 第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画……………	1
2 長崎市防犯被害者等支援計画……………	2
3 長崎市再犯防止推進計画……………	2
4 第11次長崎市交通安全計画……………	3
5 第3次長崎市男女共同参画計画……………	4
6 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画……………	5
7 長崎市新たな文化施設基本計画（骨子案）……………	6～8
指定管理者の更新の方針について	
1 公募予定施設	
(1) 施設の概要……………	9～10
(2) 指定管理者制度導入による効果の検証……………	10～11
(3) 次期指定管理者の選定方針について……………	11
(4) 指定までのスケジュール……………	12

1 第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画について

1 概要

(1) 目的・背景

長崎市では、平成15年の男児誘拐殺人事件を受け、平成16年に「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行し、安全で安心なまちづくりに取り組んできたが、平成19年に伊藤前市長銃撃事件が発生するなど、安全で安心なまちづくりに向けたさらなる取組みが求められることとなり、平成21年3月に「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定している。

これまでの経緯及び現状を踏まえ、犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定したものである。

安全の範囲

この計画における「安全」とは、長崎市安全・安心まちづくり推進条例を踏まえ、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪に係る安全とする。

(2) 位置付け

この計画は、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、「長崎市第五次総合計画」及び「第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」との整合を図っている。

(3) 計画期間

「長崎市第五次総合計画前期基本計画」との整合を図るため、R4年度からR7年度までの4年間としている。

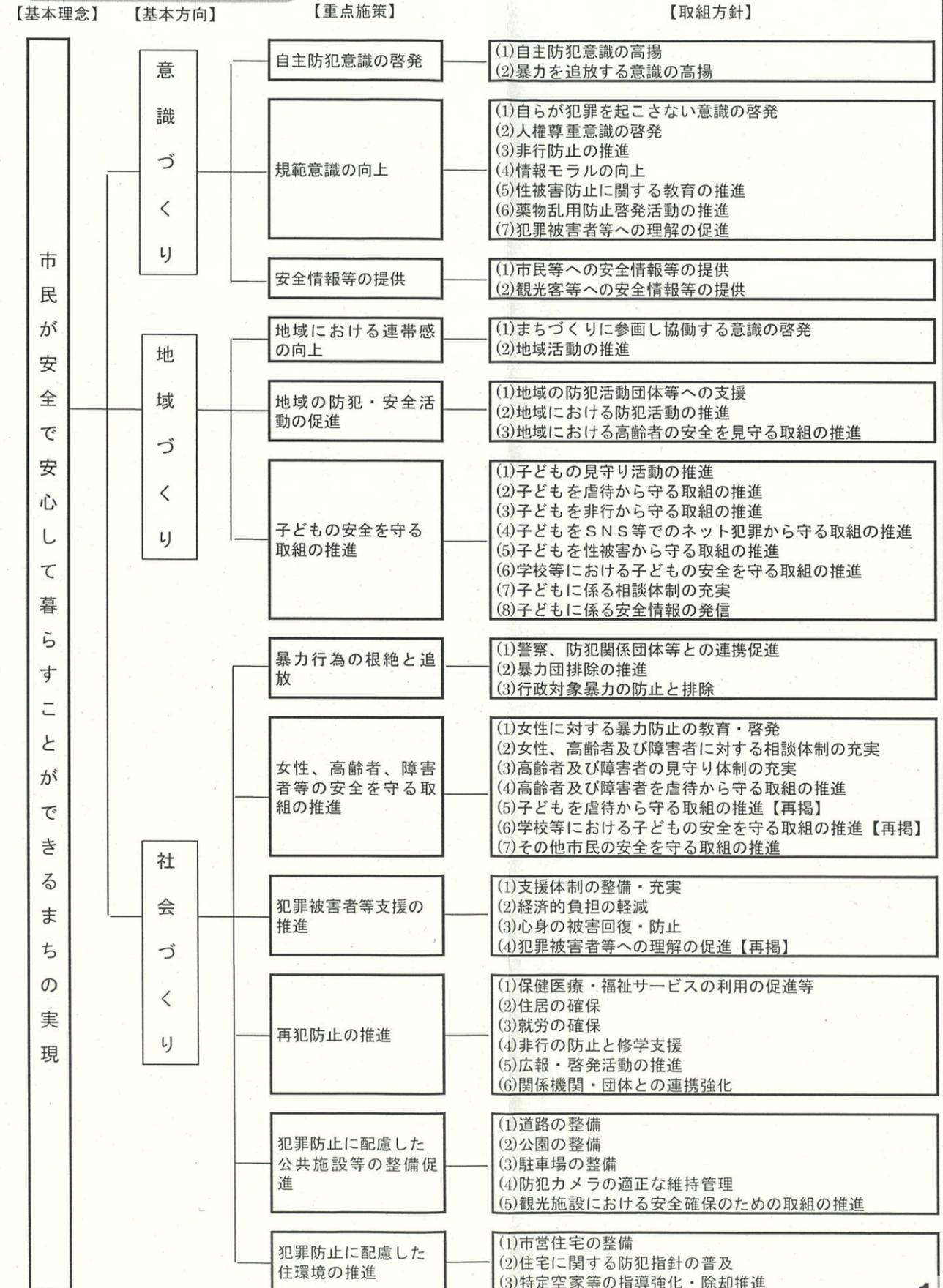
2 基本理念

長崎市安全・安心まちづくり推進条例では、「市民が安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくりを、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現すること」を目的としている。

計画の基本理念は、この条例の目的を踏まえて、第3次計画と同様に次のとおりとしている。

市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現

3 体系図



2 長崎市犯罪被害者等支援計画について

1 概要

(1) 目的

令和3年4月に施行した「長崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したもの。

(2) 位置付け

この計画は、「長崎市犯罪被害者等支援条例」第7条に基づく計画で、「長崎市第五次総合計画」及び「第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」との整合を図るとともに、国の「犯罪被害者等基本計画」及び「長崎県犯罪被害者等支援計画」とも整合を図っている。

(3) 計画期間

「第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」との整合を図るため、R4年度からR7年度までの4年間としている。

2 基本理念

この計画は「長崎市犯罪被害者等支援条例」に基づく計画であり、条例で定める基本理念に基づいて支援に取り組む。

- 個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行う
- 犯罪被害者等の状況に応じて、迅速かつ適切に行う
- 必要な支援を途切れることなく受け取ることができるよう行う
- 犯罪被害者等のプライバシーに配慮して適切に行う

3 体系図

【取組方針】

1 支援体制の整備・充実

・総合的支援体制の整備
・相談対応及び情報提供等

2 経済的負担の軽減

・経済的支援
・居住の安定の支援
・雇用の安定の支援

3 心身の被害回復・防止

・保健医療及び福祉サービスの提供
・安全の確保

4 犯罪被害者等への理解の促進

・市民及び事業者の理解の促進
・学校における教育

【取組内容】

3 長崎市再犯防止推進計画について

1 概要

(1) 目的

国の「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを実現するため、再犯防止に向けた取組みの総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、国の「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を踏まえ策定したもの。

(2) 位置付け

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、国の「再犯防止推進計画」を勘案して策定する「地方再犯防止推進計画」で、「長崎市第五次総合計画」及び「第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」との整合を図るとともに、「長崎県再犯防止推進計画」とも整合を図っている。

(3) 計画期間

「第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」との整合を図るため、R4年度からR7年度までの4年間としている。

2 体系図

【取組方針】

1 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

・相談対応及び情報提供等
・各種福祉サービスの提供

2 住居の確保

・状況に応じた住居確保の支援

3 就労の確保

・状況に応じた就労支援

4 非行の防止と修学支援

・児童・生徒等の健全育成
・非行の未然防止
・修学支援

5 広報・啓発活動の推進

・規範意識の向上
・市民の理解の促進

6 関係機関・団体との連携強化

・関係機関・団体との連携
・関係団体の活動支援

4 第11次長崎市交通安全計画について

1 概要

(1) 目的

安全・安心な社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、諸施策を強力に推進していくことを目的に策定したものを。

(2) 位置付け

この計画は「交通安全対策基本法」第26条第1項の規定に基づき、長崎市交通安全対策会議が策定するもので、「第11次長崎県交通安全計画」との整合を図っている。

ア 法律 交通安全対策基本法第26条（抜粋）

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

イ 条例 長崎市交通安全対策会議条例第2条（抜粋）

（所掌事務）

第二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）長崎市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(3) 計画期間

「長崎市第五次総合計画前期基本計画」との整合を図るため、R4年度からR7年度までの4年間としている。

2 基本理念

(1) 交通事故のない社会を目指して

交通安全の確保は安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指す。

(2) 人優先の交通安全思想

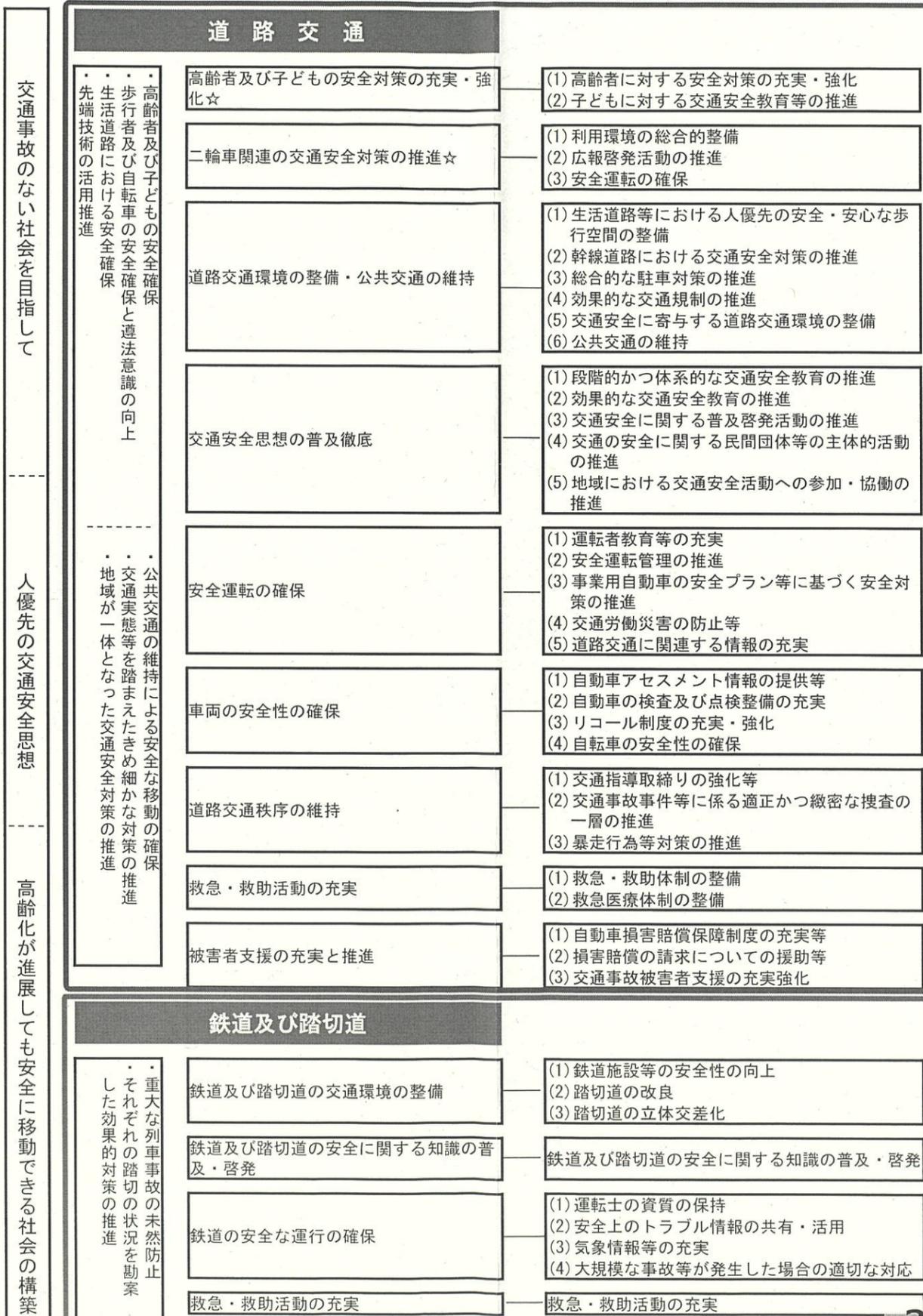
高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を、一層確保する「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していく。

(3) 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

道路交通の分野で、高齢化の進展に伴い生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠となる。高齢になっても安全・安心に外出や移動することができ、豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を構築することを目指す。

3 体系図

【基本理念】 【視点】 【施策の柱(☆は本市の独自施策)】 【講じようとする施策】



5 第3次長崎市男女共同参画計画について

1 概要

(1) 目的・背景

長崎市では、1987年（昭和62）年に「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、2001（平成13）年に男女共同参画社会基本法に基づく最初の「長崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための各施策の推進を計画的に図ってきた。

これまでの社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえながら、新たな課題にも対応するため、「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定した。

(2) 位置付け

ア 国の法律、市の条例等との関係

(ア) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「長崎市男女共同参画推進条例」第7条第1項に規定する計画

(イ) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する計画

(ウ) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する計画

イ 市の総合計画等との関係

「長崎市第五次総合計画」との整合を図りながら、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を勘案しつつ、市の他部門の計画と連携して取り組む計画である。

(3) 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「行動計画」から構成する。

基本計画：計画の体系、推進目標及び主要課題、施策の方向性

行動計画：主要課題を達成するための主要指標及び具体的な取組み

(4) 計画期間

計画の期間は、長崎市第五次総合計画との整合性を図り、令和4年度から令和12年度までの9年間とする。

基本計画：令和4年度から令和12年度まで(9年間)

行動計画：前期行動計画 令和4年度から令和7年度まで（4年間）

後期行動計画 令和8年度から令和12年度まで（5年間）

2 基本理念

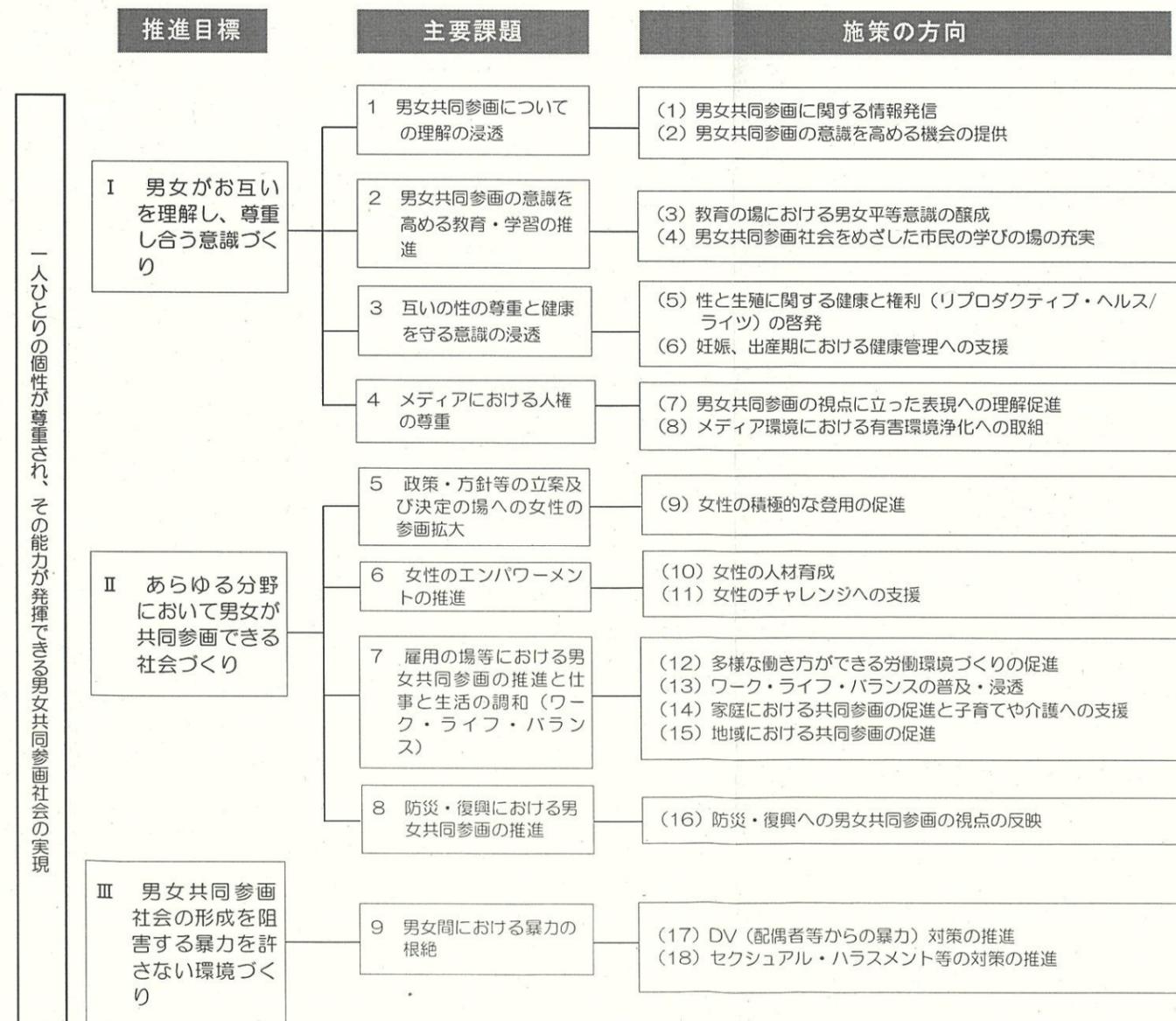
男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- 6 国際的協調

「将来の長崎市の姿」

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現

3 体系図



6 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画について

1 概要

(1) 目的・背景

長崎市では、2002（平成14）年3月に国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」との整合を図り連携する最初の「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を2004（平成16）年に策定し、人権尊重社会の実現をめざして全庁体制で取り組んできた。

これまでの急速なデジタル化社会の進展など、様々な社会情勢や市民意識の変化などを踏まえつつ、国、県などの計画とも連携した人権教育・啓発を推進する必要があることから、「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。

(2) 位置付け

ア 国の法律との関係

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき施策を策定し、実施するための計画である。

イ 市の総合計画等との関係

「長崎市第五次総合計画」との整合を図りながら、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「長崎県人権教育・啓発基本計画」との整合を図り連携するとともに、市の他部門の計画と連携して取り組む計画である。

(3) 計画期間

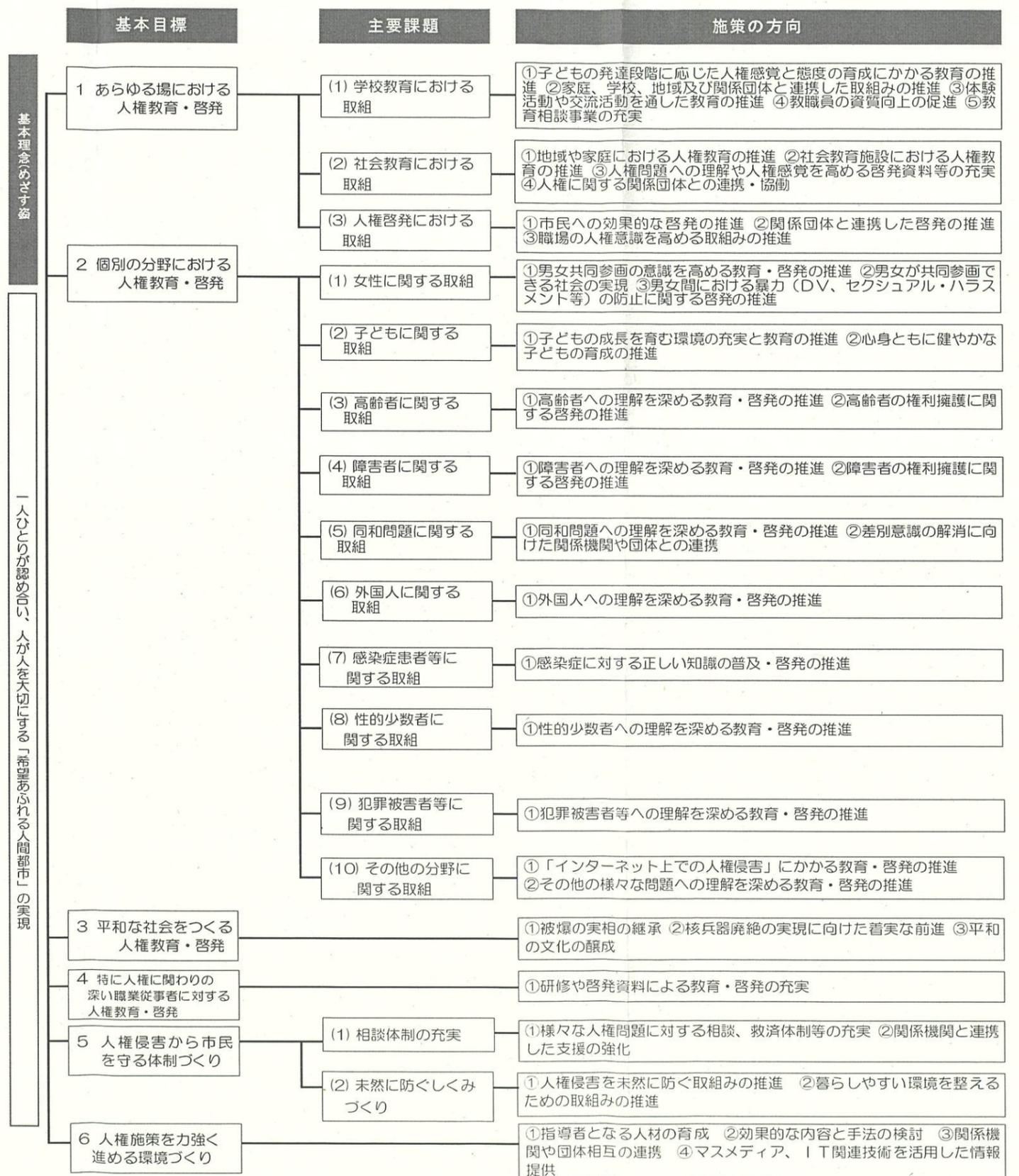
基本計画の期間は、長崎市第五次総合計画との整合を図り、令和4年度から令和12年度までの9年間とする。数値目標については、社会情勢の変化や計画の進捗状況を勘案しながら、令和7年度に見直す。

2 基本理念

長崎市では、平成4年度から令和12年度までのまちづくりの指針となる第五次総合計画において、第四次総合計画のめざす将来の都市像を引き継ぎ、「個性輝く世界都市」、「希望あふれる人間都市」としており、「第3次人権教育・啓発に関する基本計画」の基本理念においても、第2次基本計画を引き継ぎ、次のとおりとする。

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現

3 体系図



基本理念めざす姿

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現

7 長崎市新たな文化施設基本計画（骨子案）

(1) めざす姿と3つの役割（令和元年7月策定の基本構想より）

芸術文化と平和を世界と共有する

市民が芸術文化を楽しみ、芸術文化あふれる暮らしの喜びを体感するとともに、長崎で創られた芸術文化を世界へ発信し、世界の芸術文化が交わる場所をめざします。

また、文化芸術基本法の考え方にあるように、芸術文化は人々の心のつながりや、お互いのことを理解しあい、尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れる心豊かな社会をつくるものであり、世界平和につながることを、長崎で共有し、世界へ広げていくことをめざします。

魅せる・触れる

鑑賞の場として、人々を魅了する芸術性と専門性の高い優れた芸術文化の公演や、市民が創り上げた作品など、多様な演目の公演を楽しむことができる場所にします。

創る・発信する

市民の芸術文化活動や創作活動を支え、海外とつながり、育んできた文化的資源を磨くとともに、長崎らしい芸術文化を創造・発信できる場所にします。

つながる・育む

誰もがいつでも立ち寄ることができる開かれた空間とし、芸術文化を通して人が集い・つながり、世代や分野を超えた交流を育む場所にします。
まちとつながり、賑わいを生み、人とまちを育む場所にします。

(2) 建設予定地

新たな文化施設は、現市庁舎本館跡地に建設予定です。



<施設の配置計画における検討事項>

- ・最も大きな建築面積が必要となるホールの配置を最優先することを検討
- ・敷地形状等を踏まえ、ホールは市役所西側広場側に寄せて配置することを検討
- ・人の動線（観客、施設利用者、出演者・主催者、管理者等）と物の動線（舞台、リハーサル室への搬出入、ごみの搬出など）を考慮しながら施設配置を検討
- ・市役所通り側及び桜町電停側の両方からのアクセスを可能とすることを検討
- ・市役所通り側と桜町電停側双方からの容易な往来を勘案したエレベーター等の整備によるバリアフリー対策を講じることを検討

(3) まちの中での施設の役割・期待される効果

【建設予定地 位置図】



建設予定地は、歴史的な文化や伝統に培われた地域であることに加え、都市機能が集積し、公共交通機関による利便性がよい中心市街地に位置していることから、日常的に市民や観光客等が行き交う場所と言えます。

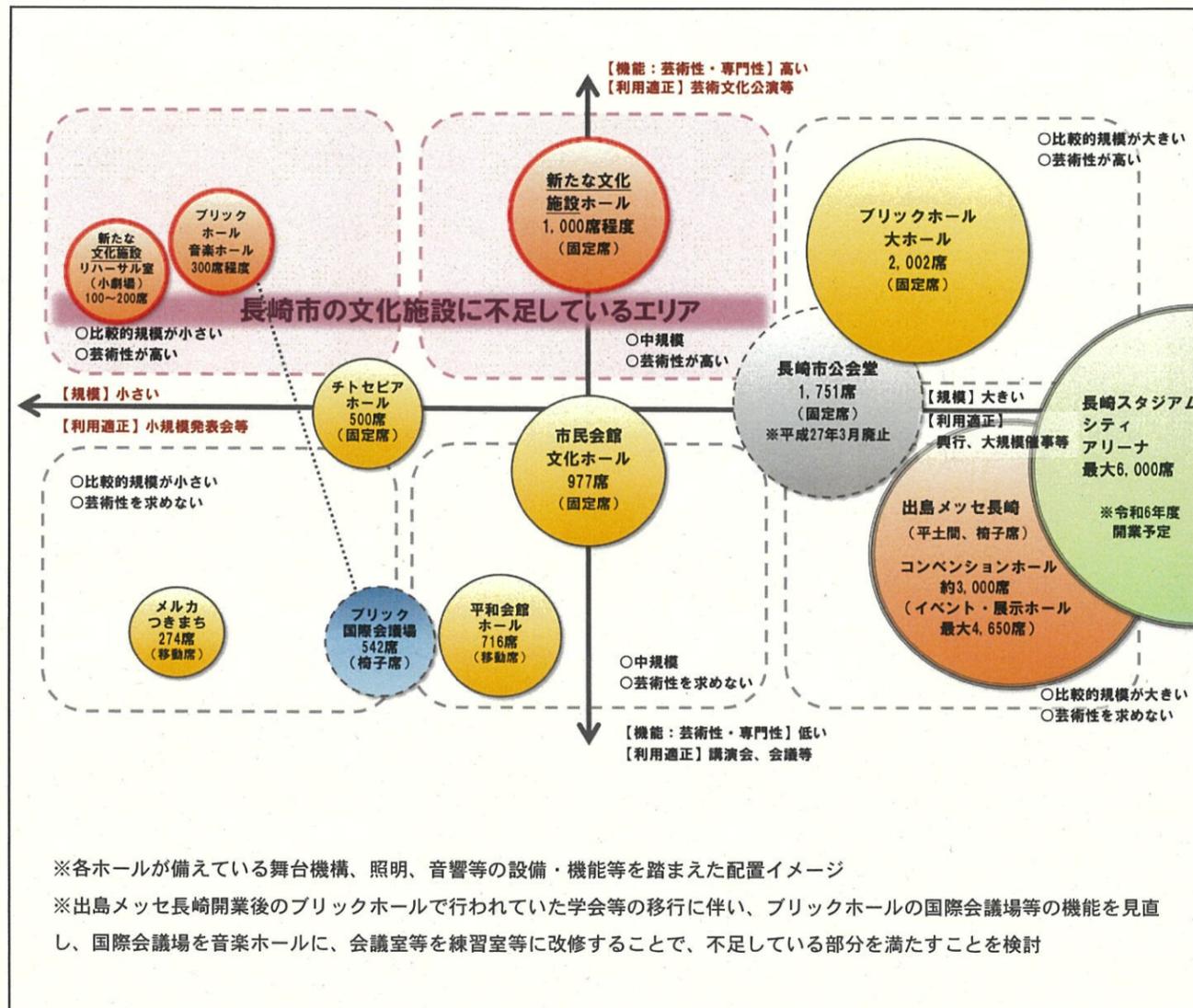
この場所の特性も活かし、新たな文化施設が、誰もが芸術文化や人と出会い、つながり、芸術文化を広げていく場所となることで、めざす姿と3つの役割を果たします。

そのために、市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出に繋がるよう、新たな文化施設と周辺の桜町駐車場や桜町近隣公園を歩道橋やエレベーター等でつなぎ面的整備を図るとともに、長崎駅方面から新たな文化施設を経由して新市庁舎等に至る動線をバリアフリーに配慮したものとすることを検討します。

また、災害時の帰宅困難者（観光客等）の一時滞在場所や、災害物資の集積・配送拠点等としての防災機能を備えることも併せて検討します。

(4) 機能と規模の考え方

【市内ホールの機能と規模の配置イメージ】



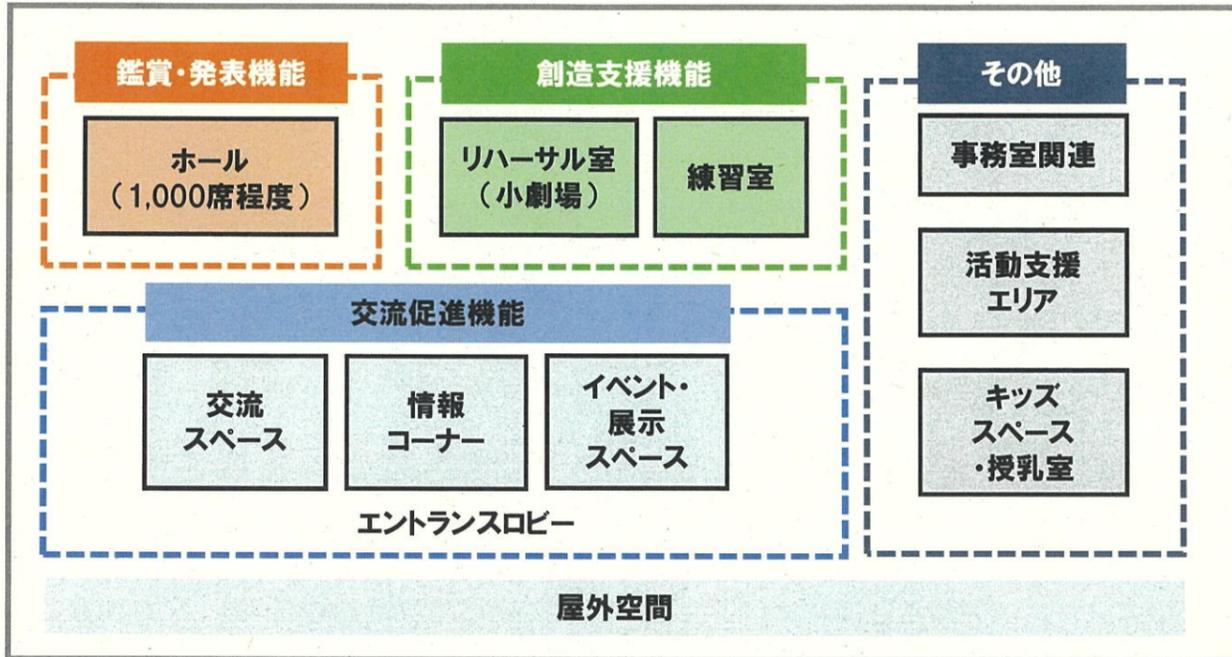
【市内ホールの主な利用内容（想定含む）】

<p>ブリックホール音楽ホール (300席程度) (想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模なクラシックコンサート等の音楽公演の発表・鑑賞 ※国際会議場の改修後 	<p>市民会館文化ホール (977席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校等の中規模催事 ●県内規模の大会、式典や講演会 	<p>ブリックホール大ホール (2,002席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●興行コンサート ●出演団体等が多い大規模な芸術文化催事の発表・鑑賞
<p>チトセピアホール (500席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模な芸術文化催事の発表・鑑賞 ●近隣学校等の小規模催事 	<p>新たな文化施設 (1,000席程度) (想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●舞踊、商業演劇、ミュージカル等、中規模の芸術文化催事の発表・鑑賞 ●小劇場での演劇等の公演 	<p>スタジアムシティ・アリーナ (最大6,000席) (想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●興行コンサート(クラシック等を除く) ※芸術文化利用の場合
<p>メルカつきまち市民プラザホール (274席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政・企業説明会、展示会の開催 	<p>平和会館ホール (716席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被爆体験講話などの平和学習 ●舞踊等の芸術文化活動の練習 	<p>出島メッセコンベンションホール (3,000席程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際・全国規模の学会、大会、展示会の開催

- ① 市内ホールの状況等を踏まえ、市内ホール全体の機能と規模のバランスが図られ、稼働状況が平準化できるよう、また、見切れ席が少なくホール全体が見えやすい席となり、より満足度の高い鑑賞条件を備えたホール整備が可能となるよう、新たな文化施設の座席数は1,000席程度とする。
- ② 小規模の演劇公演等に対応できる規模と機能を持つ公演会場としても利用できるよう、新たな文化施設には、小劇場機能を持つリハーサル室を整備する。
- ③ 少人数で利用できる練習室のニーズがあり、またリハーサル室を公演会場として利用する際には楽屋としても利用できるよう、新たな文化施設に楽屋としても利用できる小規模の練習室を整備する。
- ④ ミニコンサートやイベントの開催、展示等が可能で、市民や観光客が交流できるスペースを新たな文化施設のエントランスに整備する。

(5) 施設計画の検討

【施設機能】



【施設構成】

機能		主要諸室等
鑑賞・発表	客席	1,000席程度の客席、親子室等
	ホワイエ	ホワイエ、コインロッカー、備品庫、トイレ等
	舞台	プロセニウム形式、オーケストラピット、舞台、奈落、花道、迫等
	楽屋	大・中・小楽屋、スタッフ控室、楽屋トイレ、楽屋倉庫等
	搬入口	搬入ヤード、搬入用エレベーター等
	倉庫	大道具倉庫、ピアノ庫、照明・音響器具庫等
創造支援	練習室	小練習室
	リハーサル室 (小劇場機能)	リハーサル室、倉庫、スタッフ控室等
交流促進	エントランスロビー	交流スペース、情報コーナー、イベント・展示スペース等
	屋外空間	屋外広場等
その他機能	事務室等	管理事務室、スタッフルーム、監視室、キッズスペース・授乳室、守衛室、防災関連備品庫等
	共有部	廊下、トイレ、エレベーター等
	機械室	機械室

(6) 施設整備にあたって考慮すべき事項

- ① ユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応
 - ・すべての人に開かれた施設とするため、ユニバーサルデザインや、近隣施設との連結を含めたバリアフリーなどに対応することを想定
 - ・誰もが芸術文化に等しく触れることができ、気軽に訪れ、安心して利用できる施設
- ② 環境や持続可能性に配慮した施設計画
 - ・持続可能な開発目標「SDGs」を踏まえ、時代の大きな流れの中で変わることなく必要とされる機能を満たした施設とすることを想定
 - ・省エネや再エネを活用した環境にやさしい施設
 - ・運営コスト等の様々な負荷を低く抑えられる効率的な方法を検討
- ③ 災害に対する備えを強固にし、安全を確保できる施設
 - ・市民や観光客などを安全に守ることができる施設
 - ・施設自体に防災機能を整え、災害に強い施設
 - ・災害時は市民や観光客などをサポートできる機能を備えた施設
- ④ 最新の技術や設備による利便性と質の向上
 - ・ホールで必要とされる設備等の利便性や効率性ととも、映像や通信技術分野の進化スピードも考慮したうえでの更新等も視野に入れた将来的な技術進化にも柔軟に対応できる施設・設備
- ⑤ 新たな生活様式等に適合した施設
 - ・新たな感染症や、芸術文化を取りまく状況の変化にも対応することを想定した施設

(7) 管理運営計画に関する考え方

基本構想でとりまとめためざす姿と3つの役割等を踏まえ、施設を管理・運営するための組織体制の構築やルール等のしくみづくり並びに施設の運営を効率的かつ効果的に行うための詳細について検討

(8) 整備スケジュール (今後の予定を含む)

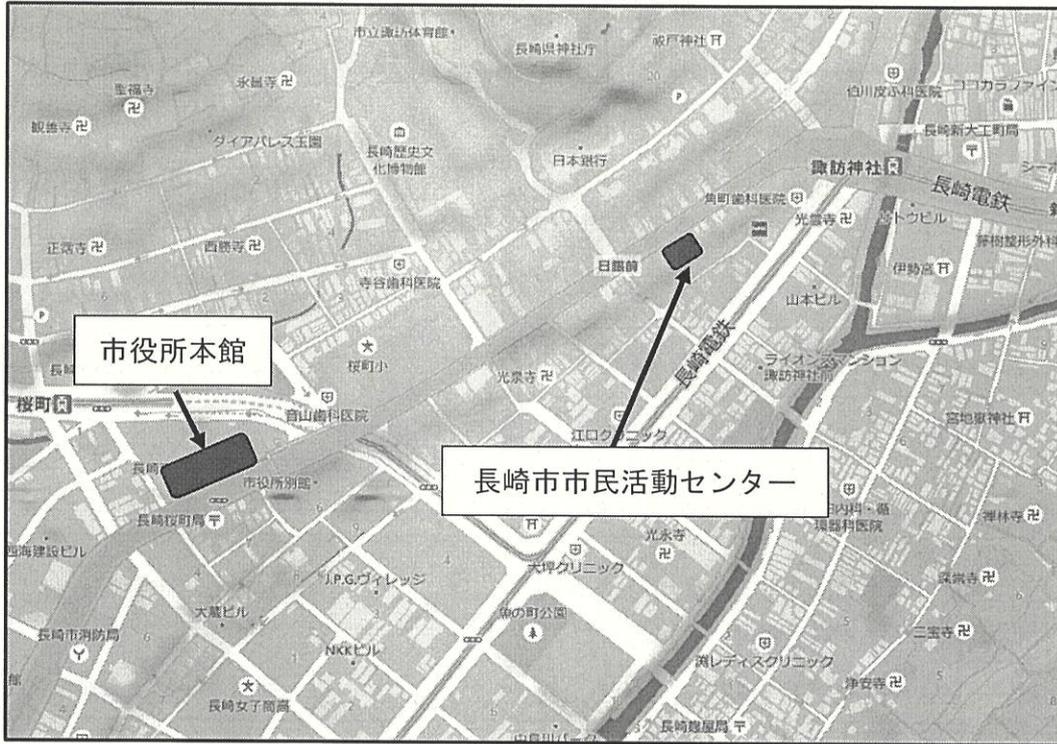
時期	事項
平成30～令和元年度	基本構想策定
令和2～4年度	基本計画策定
令和4年度	測量、土質調査
令和4～6年度	管理運営計画策定
令和5年度～	現市庁舎本館解体工事、基本設計・実施設計、埋蔵文化財記録保存調査、建設工事

指定管理者の更新の方針について

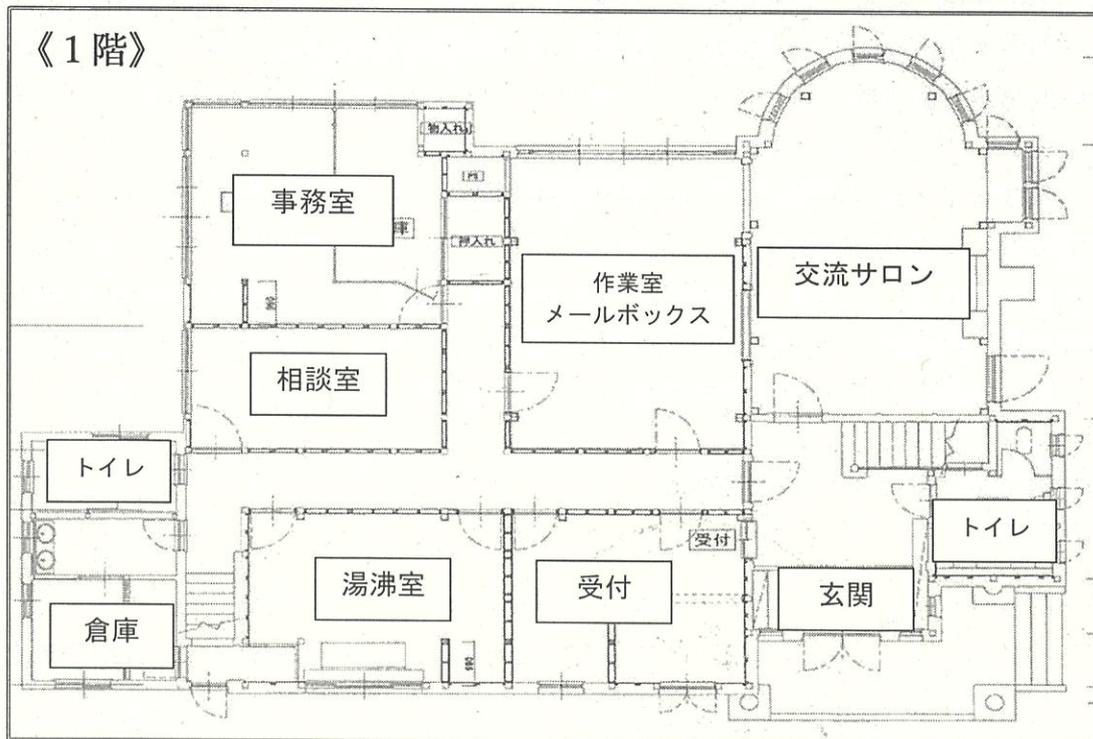
1 公募予定施設（長崎市市民活動センター）

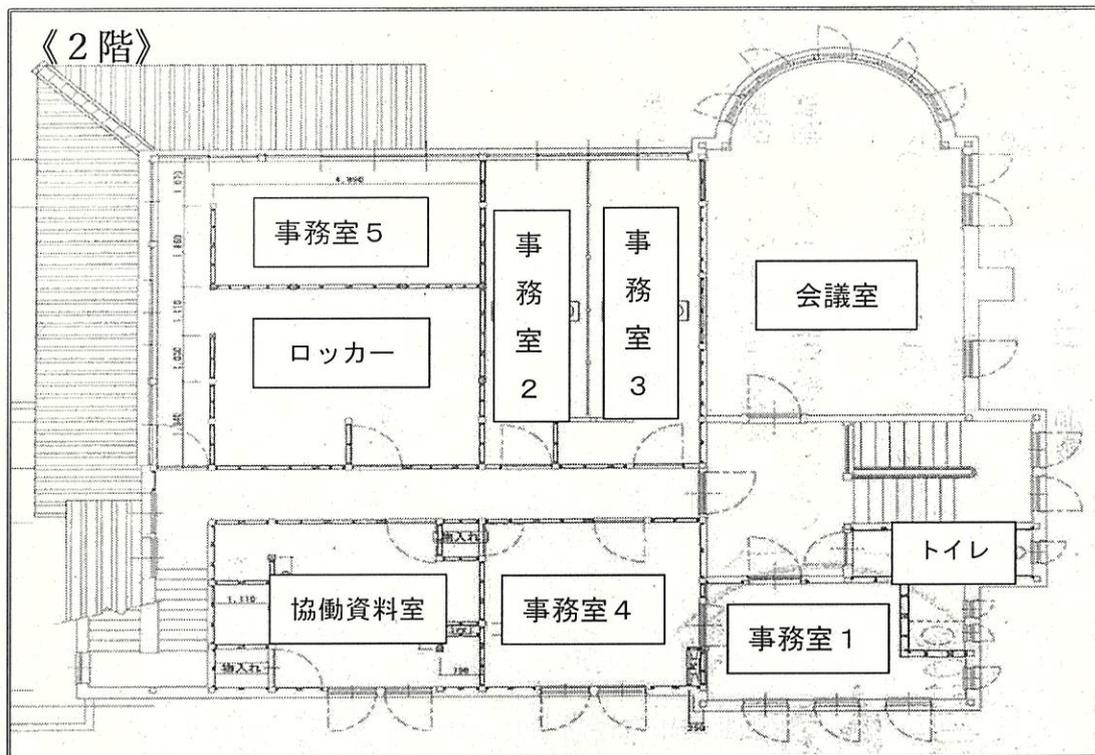
(1) 施設の概要

ア 位置



イ 配置図





ウ 名 称 長崎市市民活動センター

エ 所 在 地 長崎市馬町 21 番地 1

オ 構 造 木造 2 階建

カ 設置年月日 平成 20 年 10 月 1 日

キ 設置目的 市民活動の活性化を図るため

ク 主な施設内容

1 階 219.67 m² 受付、交流サロン、作業室、メールボックス、相談室、事務室、湯沸室

2 階 190.62 m² 会議室、事務室 1~5、ロッカー、協働資料室

ケ 開館時間の承認の基準

(ア) 平日

午前 8 時 45 分から午後 10 時までの時間帯を基本とし、1 日 13 時間 15 分以上

(イ) 土曜日、日曜日及び休日

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間 45 分以上

コ 休館日の承認の基準

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において 6 日以内

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (平成 29 年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用人数	6,375	8,177	9,037	6,346	5,263

イ 指定管理委託料

(千円)

年度	導入前 (平成 29 年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (見込み)
金額	29,235	15,493	16,476	16,682	17,819

ウ 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (平成 29 年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (見込み)
金額	2,886	4,408	4,608	3,377	3,191

エ 主なサービス向上策

- ・コロナ禍における市民活動のオンライン化、SNSの活用促進のための利用方法講座の開催及びオンライン会議に必要な機材の貸出しサービス
- ・来館者の利便性向上のための館内のレイアウト変更(2階にあった作業室を1階に移動し、同室に職員が常駐)
- ・新たな来館者の開拓と市民活動団体の周知につなげるための教室の開催(市民活動団体等が講師を務める)

オ 評価

センターを利用する新たな層の開拓を積極的に行い、また、登録団体と地域団体をつなげる取組みや、市民と団体が交流する周知啓発イベントを行うなど、市民活動の活性化に貢献した。また、高齢者の身体機能・認知機能の低下防止に取り組む市民活動団体と協働により、地域課題の解決につながった事例もある。

さらに、コロナ禍での市民活動をサポートする取組みを即座に行うなど、状況に応じ適切に対処された。このような指定管理者の適切な管理運営により、来館者数が増加し、市民活動の活性化と地域課題の解決につながっていると判断される。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 現在の指定管理者 NPO法人環境保全教育研究所
- イ 現在の指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
- ウ 次期指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- エ 選定方法 公募
- オ 利用料金制 導入する

(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和4年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和4年7月		指定管理者公募
↓		↓
令和4年10月		・公募締切
		審査（指定管理者候補者選定審査会）
		・候補団体の決定
令和4年11月	11月議会	指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査